

特定生産緑地（青梅市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように指定する。

第1 種類および面積

種類	面積
特定生産緑地	約 0.06 ha

第2 指定を行う位置および区域

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積	申出基準日	備考
			特定生産緑地 新規指定区域		
1	今寺3丁目地内	826	約 590㎡	2026年10月1日	